

たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 たかまつ男女共同参画プラン(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画であって、平成24年度から平成27年度までを計画期間とするものをいう。)の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 事業主団体および労働者団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、懇談会の目的を達成する日までとする。

(会長および副会長)

第4条 懇談会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は，市民政策部企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，懇談会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成22年6月4日から施行する。
- 2 この要綱は，懇談会の目的を達成した日限り，その効力を失う。